

東京都環境審議会企画政策部会
(第8回)

平成16年1月22日(木)

東京都環境局

東京都環境審議会企画政策部会（第8回）

会 議 次 第

平成16年1月22日（木）

午後6時30分～8時45分

都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

1 開 会

2 議 事

（1）「中間のまとめ」（素案）について

（2）その他

3 閉 会

《配布資料》

資料1 東京都における実効性ある温暖化対策について「中間のまとめ」（素案）

資料2 「中間のまとめ」（素案）の概要（案）

参考資料1 今後のスケジュール

午後 6時30分 開会

【福川部会長代理】 それでは定刻になりましたので、ただいまから東京都環境審議会企画政策部会を始めます。お忙しい中、夜遅くにどうもありがとうございました。

先月、神野部会長がお話しになっていたように、なかなか出席できない状況になったそうありますので、私が部会長代理としてきょうの司会をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、審議に先立ちまして、事務局から確認事項の方、よろしく願いいたします。

【山内企画調整課長】 本日の出席についてお知らせいたします。ただいまのご出席の委員は9名で、部会委員総数の15名の過半数に達しており、審議会規則による定足数を満たしていることをご報告いたします。

ご報告は以上でございます。

【福川部会長代理】 それでは、早速議事を始めさせていただきます。きょうのテーマはもうおわかりのように、中間まとめの素案について議論をするということです。それで、ほぼ1カ月後にまとめ（案）という、なかなか重要なポイントでありますので、ぜひよろしく願いします。

きょう、15名のうちまだ9名ということでご欠席の方も多くいらっしゃいますので、恐らくきょうやった後、またご意見をいろいろお聞きして、可能な限り修正するというような期間に次の1カ月はなるのではないかと思います。

それでは、本日の議題の「中間のまとめ」の素案について、早速事務局の方から説明していただこうと思います。では、よろしく願いします。

【保坂副参事】 まず、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。資料1に「中間のまとめ」の本文の素案、それから資料2にその概要版の案をお示ししてございます。資料1をごらんいただきたいと存じます。

最初に、「中間のまとめにあたって」という表題のページがございます。ここでは、東京において2つの温暖化の対策を進めていく背景と必要性について、最もポイントとなることを述べ、都が一昨年11月に発表した「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針」の6つの挑戦のうち、3つの項目について、制度構築に向けた専門的・技術的観点からご検討していただくために、環境審議会に諮問した経緯を記述しております。

次に目次がございまして、ここにありますように、構成は前回「中間のまとめ」の骨子でお示ししましたとおり、大きく4章で構成しております。

お開きいただきまして、まず1ページから第1の「東京における新しい温暖化対策の

必要性」を記述しております。1の(1)では「顕在化してきた地球温暖化の進行」について述べているところがございますが、最初に地球温暖化の原因について触れております。

次に、昨年12月にWHOが発表した内容や異常気象の増加、感染症の増加、さらには異常気象による経済的損失などについて述べ、終わりの段落では地球温暖化の問題に対する私どもの問題意識について記述しております。

それから、(2)はヒートアイランド現象の深刻化が東京の新たな公害ともいえます「熱汚染」と位置づけるべきものとなっている現状につきまして、東京の異常な気温上昇、熱帯夜の日数の増加、集中豪雨や光化学スモッグとの関連性の指摘などを述べ、2ページのところですが、緑地や水面の減少などのヒートアイランド現象の要因を述べました後、ヒートアイランド現象を緩和していくために、都市づくりにおいて環境配慮を組み込んでいく必要を述べております。

(3)は“2つの温暖化”問題に共通する要因でありますエネルギーの大量消費について、東京の特徴を説明し、省エネルギー対策が“2つの温暖化”の両方に効果を有することから、東京において重点的に取り組む必要を述べております。

2の「温暖化対策の現状と課題」に入りまして、まず(1)の「国際的動向と国の対策」ですが、最初に気候変動に関する国際連合枠組条約と京都議定書の簡単な経緯に触れた後、京都議定書の発効の見通しが不透明となっている現状を述べております。次に、これに対し、ドイツや英国などでの積極的な取組や、京都議定書を離脱した米国でも、企業や州政府では独自の温暖化対策を模索しているということを記述しております。

3ページで、日本はこれまでさまざまな制度の制定が行われてまいりましたが、CO₂排出量の増加傾向に歯どめがかかっておらず、国において対策の見直しが求められるとともに、都も実効性のある温暖化対策を進める必要があることを述べております。

(2)は「先行して進めてきた都の対策とその課題について」ですが、ここでは「東京都環境基本計画」の策定、それから「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針」の発表、また東京都環境審議会への諮問、また、時間的にはその前になりますが、環境確保条例に基づきまして全国に先駆けて施行した温暖化阻止に関する2つの計画書制度について説明しております。

最後の段落で、現行の地球温暖化対策計画書制度においては、3年間の削減目標は平均約2%にとどまったという課題を述べ、その低い水準であったのは、現行制度における事業者の目標設定が全くの任意のものであると考えられますことから、事業者がより

高い水準の排出削減に取り組んでいけるよう、実効性ある制度として充実・強化を図ることが必要であることを述べております。

次に、3の「新しい温暖化対策の必要性」ですが、まず(1)は「東京の地域特性を踏まえた制度の必要性」であります。

前回の部会で、東京におきましては業務部門、家庭部門、運輸部門のCO₂排出量の割合が大きいことをその地域特性として押さえる必要があるというご指摘を踏まえ、エネルギー消費の構造を踏まえた各部門での対策の必要を述べております。

なお、5ページの図表1と2に部門別のCO₂排出量の状況を示してございます。また、都市の更新期を迎えていることから、この機をとらえて実効性ある温暖化対策を講じる必要も記述しております。

6ページの(2)でございしますが、「実効性ある対策を自治体から進める必要性」であります。温暖化問題は、地球レベルの問題であるとともに、地域の問題でありますことから、国の取組だけで十分とするのではなく、都も率先して温暖化対策を進める必要を述べております。

次に、都が工場・事業所の取組状況の実態についてサンプリング調査をした結果、まだかなりの削減の余地があり、これをさらに適切に把握することにより、実効性ある対策を進めることができることを記述しております。これらのことから、地域の実情に通じた地方自治体として、都が独自の2つの温暖化対策を進める必要を述べております。

次に、第2の「温暖化対策に関する新たな制度の基本的考え方」についてご説明いたします。

1にまず「都の温暖化対策の基本理念」を掲げております。(1)の「環境配慮が内在化された社会システムの実現」でございしますが、温暖化の問題は長期的には社会経済の基盤を揺るがしかねないもので、社会経済活動を持続させていくためには、すべての都市活動に環境配慮が内在化された社会システムを実現していくことが必要であることをまず述べております。

環境配慮が内在化された社会システムの実現を推進する上で、温暖化対策は大きな要素となるものですが、次の段落で、この温暖化対策は省エネルギー設備や再生可能エネルギーなどの新技術の開発やESCO事業などのエネルギー管理産業の発展などを通じて、新たなビジネスチャンスや雇用創出の契機ともなり得ることなどを述べた上で、7ページに移りまして、温暖化対策は社会経済が持続していくための基盤を支えるものであること、環境と経済は両立するものであることを述べております。

以上を踏まえまして、今後のあり方として、エネルギーや資源を大量消費するこれまでの社会経済システムから脱却し、温暖化の阻止を目指して、環境配慮が内在化された持続可能な社会へ転換するための社会的ルールの確立や都市づくりこそが、今まさに求められている東京の将来像であるとしております。

(2)は「持続可能な社会の形成を担う各主体の社会的責任と役割」という表題といたしまして、骨子のときに「企業の役割の重視」としていたものを変更させていただきました。

最初に、持続可能な社会の実現には、社会のすべての構成員が温暖化をみずからの問題としてとらえ、個々の企業や家庭において着実に対策を積み重ねることが重要でありますことから、都民、企業、行政のすべての主体が“2つの温暖化”の問題に対する社会的責任を自覚し、それぞれの役割を果たしていくことが必要であることをまず述べております。

この中で、企業に関するCO₂排出量は、産業・業務・運輸部門において決して少なくないこと、特に少ない数の大規模事業所が排出量の約3割を占めていることを述べ、また先進的な企業においては企業の社会的責任として経営方針の大きな柱に環境への取組を据えている企業がふえてきていることから、今後はすべての企業において企業経営の基本に環境への配慮を据える取組が求められることを述べております。

環境に関する企業の役割の重要性に関しましては、日本経団連が掲げているビジョンであります「環境立国」も例示させていただき、また近年の金融機関による環境格付けの動きが積極的な取組を進めた企業を投資家や消費者などが評価し、さらなる展開を後押しするものとして注目されることを述べております。

次に、都民の役割については、消費者、地域住民として、製品・サービスの購入を通じて温暖化対策に積極的に取り組む企業を支持していくことについて述べております。

さらに、都の役割として、みずからの率先行動を進めるとともに、都民、企業の取組を支援、促進するための制度を構築する役割を担うことを述べております。

最後に結言として、環境に関する各主体における社会的責任を自覚した積極的、主体的な取組こそが、21世紀の社会においては極めて重要なことだとしております。

2は「制度構築の基本的考え方」ですが、まずリード文で、ここでは3つの諮問事項の制度の充実強化を図る点から、これらに共通する基本的考え方を整理していることを述べております。したがって、例えば諮問事項1のみにかかわる制度設計の考え方については、次の第3の章で記述することにしております。

(1) は「事業者の積極的な取組が評価される仕組み」でございますが、まず事業者による温暖化対策の特徴として、対応の内容な取組の程度が多様であること、すなわち過去の取組で既に成果を挙げている事業者が存在する反面、取組のおくれている事業者も存在することを述べ、そのために制度構築に当たっては、現在までに成果を上げた取組のレベルに応じて、それぞれの事業者がより高い水準に向けて積極的に努力することを促す仕組みとすることが必要であることを記述しております。

その仕組みとして欠かせないのは、事業者が社会的責任の一環として取組の成果を社会に明らかにし、その成果が市場などで評価されることでありまして、そこで評価と公表の制度を充実させることによって、積極的な取組を進めた事業者、建築物、製品などが社会的に評価される仕組みを構築することを提言しております。

このように、事業者の積極的な主体性を引き出し、取組を進めた事業者が社会的に評価されることで、より高い水準を目指す仕組みとすることが、全体の水準を引き上げ、実効性のある温暖化対策において有効であるとしております。

9 ページの(2) は、「行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ」として、行政の役割を述べているところでございます。現行制度よりも実効性を高めていくために、事業者の取組だけに依存するのではなく、行政も事業者の取組が円滑に実施されるような手立てを施し、より一層高い削減水準に導いていくことが必要であることを提言しております。そのための具体的な誘導策として、温暖化対策の具体的な例示や評価基準の明確化、指導・助言などを掲げております。

最後に、評価基準などの設定に当たっては実態を十分に把握すること、専門家のご意見を踏まえて作成すること、技術水準などを勘案して必要に応じて改定を図るべきであることを指摘しております。

それでは、次に第3の「諮問事項に係る各制度の方向性」についてご説明いたします。第3は、第2におけます基本的考え方を踏まえまして、諮問事項に沿って新たな制度の方向性を示した章ですが、参考資料として制度イメージの概略については別紙に示しております。

まず、1の「大規模事業者におけるCO₂削減の推進」ですが、ここは本部会において大きな論点となったところでございます。そのため、制度強化の概要に入る前に、なぜ現行制度を強化するのか、また論点となった制度の手法として、なぜ評価と公表の手法に至ったかについて、制度強化のねらいとしてまとめております。

現行の地球温暖化対策計画書制度では、温室効果ガスの削減目標の設定が事業者の全

くの任意に基づくもので、さらなる削減の余地に比べて低いレベルにとどまっております。都による対象事業者のエネルギー使用に関する実態調査では、多くの事業者で運用面での対策など、過大なコストをかけない対策でさらに削減の余地が存在することがわかってまいりました。そのため、現行の制度よりも全体の排出削減の水準をさらに引き上げて、温暖化対策をさらに推進するため、制度を強化する必要があります。

このとき、大多数の事業者に実現可能なレベルで一律の目標基準だけを設けるという手法もございますが、その場合、各事業者が削減目標を設定する際に、削減の余地がまだかなりあっても、その基準を満足するだけの低いレベルの目標にとどめてしまうことが憂慮されます。しかし、一方で目標基準を設けず、事業者の任意の取組だけに頼っておりますと、現行制度の削減レベルにとどまり、さらなる総量削減効果を見込むことが難しい状況となっております。

そこで、全体の削減水準を引き上げていくためには、積極的に排出削減に取組み、より高い削減レベルを達成した事業者が社会的に評価される仕組みとすることが有効であるとしております。この評価と公表の制度は、省エネ法にはない都独自の制度となります。

諮問事項1の制度強化の内容は(2)に記述しているところでございますが、この強化の内容につきましては、前回骨子(案)をご説明したときの内容と同じでございますので、時間の関係もあり、繰り返しのご説明は避けたいと存じます。

なお、12ページをお開きいただきまして、そこでの記述でございますが、対象規模以下の事業者の取組についてもガイドラインを示すなどして、事業者の排出削減の努力を促す方策を講ずるべきであることを述べております。

2は、諮問事項の2番目の「新築建築物等の環境配慮設計の推進」について、その方向性を記述しているところでございます。

やはりここでも最初に制度強化のねらいを述べております。現行の建築物環境計画書制度は、大規模な建築物を新築する際に、建築主に「エネルギー使用の合理化」などの3分野におけます環境配慮の計画書の提出を求めまして、それを都が公表するものであります。こちらの制度は、既に評価と公表の仕組みとしておりまして、全国に先駆けたものであります。しかし、温暖化対策の視点からさらに内容の充実の強化を図ることによりまして、新築建築物の環境配慮設計を一層進めるとともに、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成を促していくべきであると提言しております。

制度強化のポイントは、現行制度の枠組みを生かしながら、省エネルギー対策やヒー

トアイランド対策の強化を図るとともに、マンションについて公表の仕組みを充実させることでありまして、その制度強化のイメージの図を13ページにお示ししております。

(2) の制度強化の概要は、前回骨子案でお示した内容と同じであります。つけ加えたことといたしましては、①に省エネルギー性能の評価基準をレベルアップできると判断した現行制度での状況を述べるとともに、部会でのご意見を踏まえて、建築物が使用され設備などを運用しているときに、省エネルギー性能が十分に発揮できるよう、運用開始後のフォローアップについて検討すべきであるのご提言いただく形にしております。また、③の項目から1行あけて記述しているところでございますが、部会におきまして既存の建築物に対する制度の波及についてのご意見をいただいていたところですので、本制度の評価基準の活用のため、情報提供などを行っていく必要があるという記述を入れてございます。

15ページの3は、CO₂削減に向けた家電製品に関するラベリング制度の創設について、その方向性を記述しているところでございます。

(1) はラベリング制度の目的を記述しておりまして、東京の家庭部門における電力の使用の割合が大きいことのほか、家電製品の購入時に消費者の問題意識を喚起する意義などをまず述べております。また、現在の国の制度について、製造者への省エネ製品の開発の義務づけと、省エネ性能カタログなどでの省エネ製品の情報提供だけでは、販売者を制度の対象としていないため、消費者が店頭で家電製品の省エネ性能や環境性能を十分理解した上で購入などの判断をすることが難しいことを述べております。

次に、都が一昨年の夏に行いましたキャンペーンの成果について触れております。

以上のことから、新しい制度の目的として、温暖化阻止を都民の意識に根づかせ、具体的な消費者行動にまで反映させていくには、継続的な省エネラベルの表示が必要であり、制度化を図るべきであること。また、このラベリング制度は環境に配慮した消費者行動の拡大・促進を通じて、環境配慮型製品の開発・販売に積極的な企業の支援につなげていくべきもので、その意味からもこの制度を全国に向けて提案していく必要があることを述べております。

(2) の「ラベリング制度の概要」は、前回骨子案でお示した内容と同じであります。

最後に、第4の今後の展開にむけての章をご説明いたします。

ここでは、これまで諮問事項についていかに制度化を図るべきかについて述べてきたところでございますが、部会におきましては諮問事項の枠にとどまらないご意見をちょ

うだいしたところがございますので、今後の展開すべき施策の方向性についてここで述べております。前回の骨子案においてお示した内容を、全国的な展開、継続的な発展、総合的な取組という視点で3項目に分類・整理しております。

1の「他の自治体との連携」ですが、まず温暖化対策は全国的な取組こそが重要であるため、都は全国の自治体に向けて情報発信するとともに、他の自治体と連携・協力を図っていくべきであると提言しております。

2は「提言した制度の検証と見直し」であります。部会におきまして早期に温暖化対策を進めていくため、とにかくまず今回評価と公表と仕組みでの制度を開始し、適切な時期に制度の効果を評価して、必要に応じて見直しを行っていくべきというご意見がございました。そのことを反映させまして記述しているところがございます。

ここにありますように、まず温暖化対策は長期継続的に取り組むべきものであるとともに、各主体の取組の進展状況や社会経済活動の動向、技術開発の進歩など、今後の社会の変化に合わせて温暖化対策そのものを進化させていくべきものであるとしております。

このため、今回実効性のある温暖化対策として提言した制度につきましても、適切な時期にCO₂の総量削減にどの程度寄与できたかどうかを検証し、その結果を踏まえて社会の変化に対応した必要な見直しを行っていくべきであるとしてご提言していただくように記述しております。

3は「すべての主体による総合的な取組の実施」でございますが、ここに運輸部門、家庭部門に関する制度以外の施策の総合的な展開と国への要請の内容を記述しております。

最後に、結言として、温暖化問題は人類の存続をかけ、あらゆる英知を結集して克服すべき課題であるとした上で、都は率先行動のほか、都民、事業者、NPOや他の自治体と連携、協働して、先進的な温暖化対策に果敢に挑戦するよう求めるものであると締めくくっております。

また、資料2をごらんいただきたいと思っております。ここに概要版をお示ししてございます。

温暖化対策の基本理念と制度構築の基本的考え方の最もポイントとなることと、3つの制度については何がどう充実されるのかのポイントがわかるように作成したものでございます。概要版は文字で示すだけでなく、2ページ目からありますように、新しい3つの制度の概念図も添付したいと考えております。

以上で説明を終わります。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。それでは、早速議論に入りたいと思います。

前回、最後に神野先生がおまとめになったときに、まとめ方は2通りあると。両論併記的なやり方と、それから一致できるところをとにかく大きく書いていくことだとおっしゃいましたが、今回の素案は後者の方でまとめられているようです。論点もそろそろはっきりしてきているところですが、一応一つの流れを持った文章になっておりますので、これからの議論は順番にやっていくのがいいのではないかと思います。ある程度長さもありますので、第1から第4まで4つにちょうど分かれていますから、これを順番に焦点を当てて、ご意見を伺ったり議論をしていきたいと思います。もちろん、必要に応じて別のところへいくのはやむを得ないと思いますが、そういう段取りで議論を進めていきたいと思います。

それでは、まず第1になぜこういうことをすることになったのかという必要性、あるいは問題意識が書いてあるところですが、ページで言うと1ページから6ページあたりで少し議論を始めたいと思います。どうぞご意見がありましたら、どんどん出していただきたいと思います。

【原委員】 この(1)、大変明快に果敢におまとめになっていて、今まで出た行政のいろんな意思表示としては極めて出色の明快なものだと評価します。

ただ、この中で温暖化によって2000年だけで推定15万人が死んだという表現があるのですが、これ何だか死亡したというのは確かに死亡したのでしょうかけれども、昔よく過剰死なんていうことがロンドンスモッグなんかでも言われましたね。通常死んだ人の統計に比して、その汚染期間に大変たくさんの方が亡くなったので、つまりロンドンスモッグの影響であろうというような、そういう一連の推定に属すると思うのですが、15万人が死亡するなんていうと、東京都は中でも温暖化が激しいですから、おれも死んでしまうのではないかなんていう錯覚をする人が出てくるといけないので、これはこれでいいのですかね、15万人が死亡したという表現で。

【福川部会長代理】 いかがでしょうか。

【保坂副参事】 これは世界保健機関、WHOの推計によるものでございます。これはWHOが「気候変動と健康」と題する報告書をまとめまして、地球温暖化による気温の上昇だとか降雨の増加による水の汚染などの異常気象の影響で、2000年には年間15万人が死亡したとの推計を明らかにしているものでございます。

【福川部会長代理】 世界でということですよ。

【保坂副参事】 そうです。

【福川部会長代理】 東京でといったら大変ですが、だからよろしいですよ。

ほかにはいかがでしょうか。多分後ろの方で後の方の論点と伏線になる部分も幾つかあると思いますが。

【初鹿委員】 第1章「東京都における新しい温暖化対策の必要性」の中の4ページ、「新しい温暖化対策の必要性」の(1)東京の地域特性を踏まえた制度の必要性のような視点でとらえるのは、非常にいいことだと思います。ただ、第2パラグラフに「部門別のCO₂排出量は」とあり、その詳細を図表1、2に示しておりますが、その実態を文面でも明確にされた方がいいと思います。

例えば、東京都では産業部門からのCO₂排出量の割合は、90年比で約30%削減されており、著しく少なくなっています。先ほど、多いというご意見もございましたが、経年トレンドの実態として明確にした方がいいと思います。

次に、同じパラグラフ中の「排出量の伸びも大きいという」の部分ですが、排出量の伸びが大きいのは業務部門と運輸部門であるという実態を明確に記載された方がいいと思います。

それから、これは先般も申し上げたのですが、東京都の特徴は温暖化問題だけではなく、やはり都市再生との関係を論ずる必要があるということです。よって、この総論の部分で、都市再生計画と温暖化対策の両立を図るという基本的な考え方を述べた方がいいと思います。

すなわち、私の考えでは、都市再生を行うということはインフラ整備も同時に行うということで、温暖化対策を指向すれば、省エネ型都市の構築につながるということです。そういう意味で、省エネ型都市の構築にあたっては、交通基盤の整備、未利用エネルギーの活用といったインフラ整備も同時に行うことによって、都市再生と省エネ型都市の構築を両立できるという表現を、4ページの下あたりに追記すると良いと思います。

【福川部会長代理】 ありがとうございます。

今のご意見に対して、都からというよりは委員の皆さんから何かご意見はありますか。

【大塚委員】 今のご意見に賛成いたしますが、結局、東京都がどうして温暖化対策をしなくてはいけないかというところが、2ページの例えば(3)あたりとか、幾つか出てはいますが、まだ少し弱いのかなと考えております。今のご意見にありますように、省エネルギー型の都市を構築するんだということをもう少し強く打ち出した方が、その

後を読ませると感じるという感じになり、何をやろうとされているかということが明確になるのではないかと考えております。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。

【西堤委員】 基本的なところなのですが、5ページの図表1ですが、都における部門別CO₂排出量の推移の、このトータルのところは、90年度から01年度が105%で5%増で、その後01年度から10年度が115%で、これからかなり伸びると。これの根拠が何かいま一つははっきりしないので、これを前提にされると後の対策なんかに影響すると思うのですね。

なぜこうなっているかというのを考えますと、これたしか2000年度の実績が109だったのですよね。そういう並びからいくと109、115、確かにそういう感じかなというふうになったのですが、2001年度の実績はたしか3%か何か下がって105になったのですよね。これをベースに並べますと、若干本当にもう一回しっかり計算していただかないと、90年度比のこの推計値が過大評価になっているのではないかという印象を受けたのですが、その辺、事務局のご意見を伺いたいと思います。

【福川部会長代理】 では、その点と、それから先ほどもう少し推移のことも本文に書くべきではないかというご意見もありましたので、事務局、何かありますでしょうか。

【保坂副参事】 まず、2010年度のこの推計値でございますが、ここは下のところ、小さな字で恐縮ですが、※印で、この推計値につきましてはまだ予測の解析を現在やっている段階でして、現段階では2000年度までの値、これは2002年度に調査したのですが、それをもとに算定した値と説明しております。そして今回、「中間のまとめ」をまとめるに当たりまして、この2010年度までの推計値を2001年度の値として、それをもとに算定したものとして、ここで示せるかどうか時間的な問題で難しい状況ですが、今、図表1にありますのはそういうことで掲げているということで、ご了解いただきたいと思っております。

それから推移につきまして、これは記述の方でも4ページのところ、業務部門からのCO₂排出量のところでも、排出量の伸びも大きいという地域特性があるということで、少し触れてはございますが、委員の方々のご趣旨に沿いまして修文の方を検討させていただきたいと思っております。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。西堤委員、どうでしょうか。

【西堤委員】 確かにそのとおりですが、何となく論理的ではないというのは確かではないかなと思うので、できるだけ早急に、やっぱりもう少し正確な見直しをしていただ

きたいなというのが要望です。

【福川部会長代理】 どうでしょうか、ほかに、この辺に関して。どうぞ。

【原委員】 これは1になるのですか、(2)から2ページに続くところで、温暖化問題を引き起こす要因はと幾つか並べておりますが、ちょっと大事なやつが1つ抜けているのではないかという印象がするのですが。

地下の利用という、とりわけ大深度を含めた、これが著しく地下の温度を引き上げていると。例えば、早稲田の尾島先生の研究成果などありますが、その辺はなかなか東京都が最大の地下の事業者でありまして、地下鉄とか、大深度の問題とか、その辺はどうでしょうか。地下水が下がる、あるいは地下から排熱の部分が出てくる。そういうものが例えば温暖化の一つの要因になるという指摘がありますけれども、そのあたりは触れなくてよろしいですか。

【木村計画調整課長】 ヒートアイランドにつきましては、いろいろ原因があるかと思いますが、ここで書いてございますのは寄与率からいきまして、まずエネルギーの使用が多いということと、緑が減っているということ、それから地表面が人工化されていること、さらに都市構造として風の流れが遅くなっていることなどがございます。このように私どもの取組方針で整理をしてございますし、国の方の調査にもそのように書いてございます。地下利用によりまして熱がさらに使われているということがあれば、エネルギーの使用のところに入るかと思えます。

それ以外の原因もありましたら、必要に応じて追加をしたいとは思いますが、とりあえず今ここでは寄与率の大きいものについて書いてございます。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。よろしいですか。

ほかにいかがでしょう。どうぞ、平井委員。

【平井委員】 対策を強めていかなければならない理由の説明として、4ページの上段では、地球温暖化対策計画書制度で事業者から提出された削減計画によれば、今後の3年間の削減目標がせいぜい2%という低いレベルにとまっているが、これは、従来の制度による削減目標の設定が全く任意のものであったからだ指摘しています。

しかし、こうした指摘の一方、6ページでは「既に相当の努力を行っている事業者が見られる」との記述もあります。私は、現下の厳しい経済状況の下で、追加的なコスト負担をしながら環境の取組を進めるのは、事業者にとっては相当に厳しいことであり、それが低い削減目標レベルにとまった要因ではないかと判断しています。従来の制度の任意性が低い削減目標となった一因と考えられることを否定はしませんが、ここにあるよう

なそれが全てという物言いは、やや短絡的過ぎるのではないかと感じます。もう少し丁寧に記述してほしいと要望する次第です。

【福川部会長代理】 というご意見が出ていますが、ほかの委員の方いかがですか。

【松本委員】 今のご意見についてですが、これはもともと環境政策の側面からの議論でありますので、そういった意味では「任意だった」ということは、政策論として重要なポイントだと思います。少なくとも「大きな原因は」といった表現は、少なくともしていただきたいと思います。

【福川部会長代理】 大きな原因としてあることは強調した方がいいと。ほかにももちろんあるが。

【松本委員】 環境政策を論じるに際し、この記述は議論の基礎となる記述だと思います。

それから、先ほどのご発言にあった省エネ型都市を目指すというのは、これは大変重要な言葉だと思いますが、そこにはやはり、総量の議論を入れておかなければいけないと思います。「低エネルギー型の」という言葉も、もし「省エネ型都市云々」という文章が入るならば一緒に入れていただきたいと思います。

【福川部会長代理】 とのご意見でした。この辺に関しては事務局の方はいかがですか。

【保坂副参事】 記述のことに関しましては、両委員はちょっと違うご意見のようですので、もう少しご意見をお伺いしたいと思います。

【福川部会長代理】 非常に第1は歯切れがよくてわかりやすい文章で、さっき原委員も褒めたように、なかなか秀逸なものだと思いますが、余りいろいろ書き出すとまたその辺がぼやけてしまうし、その辺は少し私としてはやや物がはっきりわかるような方がいいとは思いますが、いずれにせよ原因が幾つかあるということはある程度わかるようにした方がいいのかもしれませんが。

前段のところはもちろん、後半の部分にかかってくる問題意識ですから、基本になるので大変重要なのですが、ここばかりやっていると肝心の論点になかなかいけませんので、また必要があれば前に戻っていただくことにして、先へ進めたいと思います。

それでは、第2の方、温暖化対策に関する新たな制度の基本的な考え方ですね。それで、第3が具体的になるわけですが、なかなか分けて話すのは難しいかもしれませんが、とりあえず第2のところに書いてある範囲でご意見をお願いしたいと思います。

ここで新たにというか、キーワードとして評価と公表というのが浮かび上がってまいりましたが、この辺が多分論点かと思います。よろしくお願いします。

【初鹿委員】 ここでは2つほどご意見を言わせていただきます。

1点目は6ページの(1)環境配慮が内在化された社会システムの実現の最後のパラグラフ、「温暖化対策は、決して経済に悪影響を及ぼすものではない」という部分以降でございます。確かに記載されているような経済的メリットもあると思いますが、施策のレベルや内容によっては、経済的な悪影響もあり得ると思います。

そのような意味で、国際競争力の低下、あるいは生産活動の抑制、産業や雇用への影響も十分あり得るということから、ここは両論併記していただきたいと思います。

具体的には7ページの最初の文で、「温暖化対策は、社会経済が持続していくための基盤を支えるものであり、環境と経済は両立するものである」と断定しておりますが、今申し上げましたように、プラスマイナス両面の可能性があることから、「環境と経済を両立させるべく施策を講じる必要がある」とすべきかと思います。ぜひここに、悪影響もあり得るということを追記していただきたいと思います。

また、この件はこの場で審議されていないので、そういう意味でも断定的な表現はいかがなものかと思います。

同じパラグラフに、「こうした資源的、環境的な制約への挑戦は、まさに国際競争力の源泉となってきたといえる」という部分がございますが、このようなオイルショック以降の評価についても、断定的な表現はいかがなものかと思います。

それから、2点目は、7ページの(2)持続可能な社会の形成を担う各主体の社会的責任と役割でございます。確かに都、行政、企業、都民、それぞれの主体が対策を実践することは非常にいいと思いますが、先ほども申しましたように、都の責務として、インフラ整備、省エネ型都市づくりに向けての基盤整備を実施する必要があるということを追記するべきであると考えます。

また、7ページの一番下の部分では、都民の役割としてグリーン・コンシューマーとしての機能だけを記載されておりますが、実際に温暖化対策を推進し、その役割のかなりの部分を担うのは都民であります。都民自らが省エネの徹底、公共交通機関の利用、いわゆるライフスタイルの変革に向けて汗をかく努力をするという、具体的な行動に向けての役割も追記していただきたいと思います。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。今、3つ挙げていただきました。1つは経済と環境の両立の問題、もう1つが社会的ではない、というよりは各主体の方がいいのですね。インフラ整備というのを前の第1に続いてもうちょっと強調されたわけですね。

【初鹿委員】　そういうことです。

【福川部会長代理】　それから、3つ目が都民のやるべきことは単なるグリーン・コンシューマーだけではないだろうという点ですね。これも事務局の意見を聞くというよりは、委員の方々、いかがでしょうか。

【石福委員】　今のご意見で、経済に悪影響を及ぼすものではないと。確かに、この一言、私も大変気になったところがございますし、そのほかも同じようなことなのですが、ここで両論があるから両論出すべきであるというようにおっしゃったのですが、これ両論というよりも、こういったCO₂削減ということが経済に悪影響を及ぼす場合と、また逆にここにあるように新しいビジネスチャンスがあるという2面があると。問題は、そういったマイナス面をいかに克服していくかという努力がこれから我々に課せられたことである、何かそんなような流れにしていければいいのではなかろうかと思えます。

あとみんな何ていうのですか、ビジネスチャンスがあったり、雇用が促進されたりという、大変楽観論ばかり書いてあって、実はこれはそう簡単に楽観論で済む問題ではなくて、やはり多少の痛みもあるわけで、その痛みをどう小さく克服していくかというのが行政の知恵というか、手腕の示すところではなかろうかと考えております。

【福川部会長代理】　どうもありがとうございました。インフラの方はどうですか。第1と関連して、もっと都市再生の中でインフラ整備を進めていくことが、省エネルギー型都市につながるのではないかというふうに書き込んでどうかと、2回にわたっておっしゃったと思いますが。

【石福委員】　その流れはよろしいのではないかと思いますのですが、ただインフラの考え方、やはり何かたくさん投資して、インフラさえ充実すればいいんだというのではなくて、いかに優れた効率いいインフラをとという問題だと思えますね。

【福川部会長代理】　今はどちらかという、第2の1の方で少し議論があるのですが、2の方はもっとまた論点があると思えます。ほかの委員の方は。ぱっと読んでいくと、温暖化対策は決して経済に悪影響を及ぼすものではないと、こういう文章はこれだけと独立しているように見えますが、文脈の中で読むとそうではなくて、通常、常識的には影響を及ぼすと思われるが、必ずしもそうではないということを断り書きしているような文章にも見えますが、ここはどうですかね。ここでもすべて正確に書いていくということが必要なのかどうか、お読みになったほかの方のご意見はいかがですか。

【大塚委員】　読んでいて余り気にはならなかったのですが、今、石福委員が言われたようなことが本当なんだろうと思えます。ですから少し修文するとすれば、「経済に悪影

響を及ぼさないような対策のとり方ができる」ということがここでは言いたいことですよ。だから、決して及ぼすものではないとまで言ったとしたら問題があるのかもしれませんが、そういう対策のとり方ができるということが、ここでは文脈としては言いたいことではないかと思います。

【福川部会長代理】 あと、多分ビジネスチャンスにしろと。

【大塚委員】 かつてからそうなってきたといえるというのは、これはかなり多くの人々がそう思っていることではないかと思いますが、もちろん石油ショックのときだって痛みがあったわけですが、結果的に見れば日本の国際競争力の源泉にもなったということもあって、100%ハッピーということは、まず実際にはどうしても残念ながらないので、それは後から振り返ってということになってしまうと思います。

逆に、石油ショックのときはもちろん外在的なことでみずからやるかやらないか決めるような話ではなかったもので、もう有無を言わされずにやってしまったということだったと思います。それを後から見るとどうなのかということが書いてあるので、かつてから言えるというのは、私はほぼ問題ないのではないかと考えています。少なくともビジネスチャンスはそういう方法もとれるということであって、ここはどのようにされるか、ほかの先生の意見をお伺いしたいと思いますが、私としてはとにかく「決して」というのはちょっと言い過ぎかもしれないけれども、「及ぼさない方法もとれる」という言い方をすれば特に問題はないかと考えております。

【福川部会長代理】 ほかの方いかがでしょうか、あるいは事務局の方から何かお話ありますか。

【保坂副参事】 恐らくそういう言い切り型の表現がちょっと誤解を招くようなことがあるのではないかと、委員の方々のご趣旨だと思います。

ですから、例えば環境と経済は両立するものであるというような言い切り型を、そういう両立するような施策を講ずるべきであるというような形、例えばですが、そういった形で検討させていただきたいと思っております。

【福川部会長代理】 せっかく歯切れのいい文章でもあることであるので、その辺のよさはなるべく失わないように、なおかつ、しかし配慮するところは配慮するという文章にしていく必要があるかと思います。

【初鹿委員】 それに関連してでございますが、9ページの(2)「行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ」の評価基準の設定レベルが、経済との両立にとって非常に重要な要素であると思います。事業者に過大な負担を課さないような、要は両立できる

ような評価基準としていただきたい。今までの議論は、そのように整理できるのではないかと思います。

【福川部会長代理】 先ほどのご意見のつながりで、経済と環境が両立するような評価基準にというようにするべきではないかと。

【初鹿委員】 そうですね。そのときにお願いがございしますが、評価基準を設定するには専門家の意見を取り入れると書いてございしますが、この時には、事業者の意見も広く取り入れるような体制をとっていただきたいと思います。これはお願いでございします。

それから、以前、評価期間の5年間で投資回収できるレベルの対策を、というご説明がございましたが、投資する企業にとってはイニシャルコストが非常に重要でありますので、評価基準の中に経済効果やコスト効果を記載していただき、投資判断ができるようなガイドラインにしていきたいと思います。これもお願いでございします。

【福川部会長代理】 今の件に関して、事務局の方はいかがですか。

【保坂副参事】 この辺もほかの委員のご意見をもっとお聞きしたいと思っております。

【松本委員】 例えば、今回、内容が当初より大幅に薄まって、規制措置とか、そういった手段がきれいに消えているわけですが、かろうじてこの評価と公表というのが残っております。

一般論としては、過去の例から見ても公表とか評価というのは、規制手法とか、そういったものとの組み合わせがあったときに、確実な効果が得られると言っていると思うのですが、今回それがありません。その場合、この評価基準の設定というのが環境面での効果を担保するために、非常に重要になってくると思います。

今おっしゃったように、事業者に過大な負担にならないようにとか、そういう言葉を入れ始めるとほとんど意味がない答申になると私は思いますし、そしてまたきりが無いと思います。これはやっぱり良識的に判断されることでありますので。しかもこれは、残念ながら強制ではないわけですから、今の言葉は不要だと思いますし、入れると逆に本当に意味がないものになると思います。

【福川部会長代理】 ほかの方、ご意見いかがですか。では、伊藤委員からどうぞ。

【伊藤委員】 私も今の松本委員の意見に賛成でして、やはり強制でないというのでより一層高い水準に導いていくことが必要であるという、ここは明確にしてほしい。これだけ書いてくれたんだなと思ったところですので、ここはきちんと明確にしたいと思っています。

【福川部会長代理】 大塚委員。

【大塚委員】 お二人の委員の意見に賛成ですが、事業者の方がこの評価基準の設定に際して協議されるとか、ご意見を言われるとかいうのは、もちろんそのとおりで、そうしなければいけないと思っていますが、ここに環境以外の要素を入れると何のための評価基準かわからなくなってしまうので、これを都民などが見たときに、これが環境にいいのかどうかということをもさに判断するための基準ですから、それ以外の要素を入れると、さっき松本委員も言われましたが、何のための評価基準をつくるのかよくわからなくなる可能性が高いと思いますので、申し上げておきたいと思います。

【石福委員】 今、議論が出た評価と公表ですか、実はこれが最も重要なところだと思います。

それで、環境評価というのは非常に難しい問題で、よく言われるのがLCAですか、ライフ・サイクル・アセスメントというような、従来は非常に短い小さい範囲でしか物を考えなかったのを、もう少し長い時限で考えようという技術が大分進んでまいりました。でも、まだまだ未完成で、東京都の環境行政の中でこういった評価の技術をこれから進めていくような体制というのが大変重要だと思います。

例えば、その中に経済効果も、単に投資して回収年度が短い長いというよりも、最近LCCですか、ライフ・サイクル・コストでももう少し長い期間で評価しよう。やっぱり環境問題というのはそのように時限を長くして考えるような評価法ですね。それを進めていくことが重大だと思います。

それからもう一つ、公表ですが、これは実際に何をやるのかホームページに出しますとか、いろいろありますが、公表の手法というのがまたまた非常に難しいわけで、壁にそれを張り出すということや見に来た人に見せますということとか、いろいろレベルがあって、これからの大問題で考えるところではないか、そんなふうに思っております。

【福川部会長代理】 公表の具体的な方法は書いていないのですが、それは次の制度イメージの中にもありますので、どうぞあわせて議論していただきたいと思います。評価に関しては、特に都の役割が大きいので、その能力を大幅にアップするしかない。それから、公表についてはその仕方が、工夫が必要だというご意見だったのですが。

いかがでしょうか。今、恐らくこの中間まとめの一つの論点のところを議論しているところだと思いますので、もう少しやりとりをしたいと思います。

【原委員】 この評価基準といったときには、前に一度出たと思いますが、数値目標みたいなものをどうするかというのがありましたね。例えば省エネ法とか、あるいは温暖化対策推進大綱、あそこで非常に具体的に国の基準なるものが業種別に個別に示されて

います。ああいうものとの関連はどのようにお考えですか。

【福川部会長代理】 どうぞ。

【保坂副参事】 ここでの評価基準といいますのは、あくまでも現在、実態調査を進めている状況ですので、この対象となるであろう大規模の事業者の実態を踏まえて評価基準を設定しようと考えております。ですから、数値目標として行政目標などがございませぬが、直接にはその数値目標と一致するものではないと考えております。

【福川部会長代理】 ケース・バイ・ケースという意味ですか。そうでもなくて。

【保坂副参事】 評価基準を設定するデータとなるものは、やはり対象事業者のデータから持ってくるという意味でございます。

【福川部会長代理】 納得されましたか。

【原委員】 何だかもう一つよくわからないのですか。

【梶原企画担当部長】 今の問題は、当初、一定の目標値を設定して、というときにも議論になったと思いますが、トータルで東京都が掲げています1990年比6%削減みたいなもの、これは京都議定書の数字を仮にとということで目標として当初掲げたわけですが、これも個別の話としては、例えば事業者の方が一律に5%とか10%の目標で削減したとしても、果たして6%になるのかというのは、これは全く別の問題で、結果としてはどれだけ積み上がるかという話だと思います。

私ども今回の制度設計の中では、前回もご説明申し上げましたが、一律のみで目標設定をするとすると、例えば誰もが実効できるレベルとすると、今回の部会のまとめの中にも書かせていただきましたが、実現可能性を考えると、どうしても低く設定せざるを得なくなると。例えば、8割9割の事業者の方がクリアしていただくというようなレベルに下げてしまいますと、トータルの目標自体が下がってしまうのでないかという心配があったものですから、個別の事業者の方に私どもが申しあげている簡易診断的なものをして、できるだけ高く精緻に企業の方と個別にご相談して目標設定をしていただくということなのです。

例えば、私どもから見ても2割近く削減できるところは、きちっと2割近い目標をつくっていただくというようなことをやっていきたいということでございます。その場合の参考になる、例えば具体的なメニューですとか、過去に実際に取り組んでいただいた事例などを踏まえて、より実現可能性のある、限りなく高い目標に誘導するような仕組みを考えたいというのが今回のねらいでございます。そのときに、この事業者は当然、2割できるのに10%しか目標設定してくださらないと。卑近な例で言いますと、例えば

私どもの職員の業績評価をするときに、本来10の仕事ができるのに、自分で目標設定をさせたら5の目標設定しか出てこない。要は、個人の力量なり、会社の力量なり、それに合わせた目標設定を、しかも科学的なデータの裏打ちのもとにやっっていこうというのが、私どもの制度のねらいです。

私どもが自信を持ってこういう制度をお出しできるのは、個別の事業所の皆さんと綿密に調査をやらせていただき、それをベースに目標はそれなりの数字が出せるだろうと思います。ただ、それで例えば6%削減が担保されるかという、これは結果の問題です。ので、限りなくその目標に近づけていくようにやっていきたいとは思っていますが、それを積み上げれば必ずそこまでいくというところまでは、今のところちょっとまだお約束ができないということになるかと思えます。

ですから、前にも自動車のことでアナロジーで申し上げましたが、例えば個別の車のディーゼルの規制をやれば環境基準が必ず達成できるかという、これはまた別の話です。ので、それと同じように、個々の事業者の皆さんに規制といいますか、そういった目標設定をして削減をお願いすれば、必ずトータル、東京のCO₂排出量が6%下がるかという、それが約束されているわけではないということでございます。ただ、限りなくそれに近いように、私どもとしては高い目標をお願いしていくような制度にしていきたいということでございます。

【原委員】 大変苦渋に満ちたお答えで、ご同情を申し上げますが、東京都の過去の実績に背かないようなしっかりしたものにさせていただきたいと、信頼を申し上げて、これ以上のコメントは避けます。

【福川部会長代理】 まだ時間がありますから、いくらでもしゃべっていただきたいのですが、議論はどうやら第3の、特に後ろの2つの建築とラベルの方はあれですが、第3の1の大規模事業者のCO₂削減の推進も含めて今お話が出ておりますので、どうぞこの辺でもう少しまだ議論をやりたいと思えますが、ご意見ありましたら。

では伊藤委員。

【伊藤委員】 今の目標設定のところですが、あくまでも個別のところ、目標の目安となる数値というのは出ないのかと。個々のというのはもちろんわかります。それで、せっかくこれだけできるのに目標値が低いというところは、もちろん個々で対応して、もっと頑張ってくれということをどんどんやればよいことであるのですが、最低限90年度比2割削減なり、2000年度比何割削減なりの、最低限それ以上はクリアしてほしい、などのある程度の具体的な数字が出ないと、頑張れよというだけにしか読めないような

気はします。ちょっと難しいとは思いますが、いかがでしょうか。

【梶原企画担当部長】 では、続けて今の関連ですので、お話し申し上げますが、過去の実績なりというようなことを踏まえるというお話、実際には、以前にもお話し申し上げましたが、例えば今現在の個々の事業者が、床面積当たりのCO₂排出量がどの程度だというようなデータは客観的には出てくるわけでございます。これは既に、例えばそれがかなりの数字をいつている場合は、むしろ削減をしていただかなくても、それこそもう達しているというようなレベルもあるわけですから、そこら辺は一律単に5%なら5%という水準がひとり歩きするよりは、複数の指標を持って、例えば今現在、到達していらっしゃる床面積当たりのCO₂排出量も、これも評価の基準ということで取り入れて見ていくということになると思っております。

ですから、そういった複数の指標を持って見ますので、単に一律のみの削減の度合いだけではないというのはそういう意味なので、ただ相対としては、特定の業界、例えばデパート業界全体はアベレージで見るとどのぐらいいつているとか、一定の業界別にデータを提供するとか、あるいはその業界の中での個々の事業所の占める位置といたしますか、そういった相対関係の数字をできるだけ出していけば、個々の取組のよしあしというのは自然とわかってくると思います。

その程度のデータはある程度集約しながらお示しして、もう少し頑張っただけなのではないかというようなことは、十分説得できると思っております。

【伊藤委員】 ありがとうございます。そこまで言っていただけると、とてもわかりやすかったと思います。

いろんな要因があると思うのですね。業界ごとの要因もあるし、単位床当たりで見るとのいろんな要因はあると思いますので、本当に難しいとは思いますが、結局頑張っただけでいいのは、今まで頑張っている企業ではなくて、今まで何も頑張っていなかった企業であったり、そういったところに何かガンと示せるような具体的な数値があると、今用意されているということなのでちょっと安心したのですが、お願いしたいと思っております。

特にそれに達しないと規制がかかるというわけではないので、もう既に達している企業はもうそれでいいということは、個々の企業ごとにとということで理解しましたので、わかりました。

【福川部会長代理】 一人一人がさらに少しは頑張りたいということで、今きているのですが、制度論としてどうですか。非常に都の頑張り、あとは各企業の誠意なり善意

にかなり依存したシステムのように私には見えますが、何か制度論として。

【石福委員】 今いろいろ難しい問題がだんだん出てきたのですが、ここで評価と公表なのですね。評価するとき基準、目標値でそれを切ったものに罰則法とか、そういうことをしないと、いい人はよりよく、悪い人も頑張りなさいでも結構ですけども、いい人は本当に大変苦労して、それ以上頑張ってくれるかということですね。そうすると、やっぱり頑張っている成績をとれば、それだけの何か報いがなければなかなかやらないと思います。それで、その報いが今回は特にないと。ただ、そういったものを公表するというわけですね。

【福川部会長代理】 表彰するんです。

【石福委員】 公表、そこなんですね。そんな公表だけで、ただこのページに入りますよと、見たい方には見せますよ、ぐらいでは、やっぱりそういう努力をできないと思います。何かこの仕組みでやるんだったら、公表の手法を公表からもっとお褒めの言葉ですか、表彰するような、そのぐらいの仕組みを公表の中にやっぱり入れていかなければいけないのではないかと思います。

先ほど言ったこととまた重複しますが、評価というのが環境の場合大変難しく、例えば、CO₂を出す量を減らしますと、電気を使えばCO₂は出てこない。電気というのはさかのぼると、実はどこかでCO₂を出しながらつくっていると。でも、そのつくり方も、電気には石炭でつくる電気も、原子力でつくる電気も、水力の電気もあり、そこまでいくと大変難しい問題で、だから、評価の手法が本当の正当な評価ができる仕組みをつくるというのがこれからの問題であり努力ではないかと。

それから、もう一つは公表が単に公表ではなくて、それが世の中の人に、あるインパクトを与えていくような公表の方法、その2つではないかと思います。

【福川部会長代理】 先ほどのご意見のまた補足ですね。

【松本委員】 後で大規模事業者におけるCO₂削減推進とか、そういう個別の項目のときに申し上げようと思っていたのですが、今おっしゃったご意見につながるものから、1点。

対策をとらないことに明確な合理的理由がない事業所に関して、制度に従って対策をとった事業者との間の公平性の担保というのは、こういうシステムにおいて非常に重要な点だと思います。本来であれば罰則措置というのがよく使われるわけですが、今回は、いわゆる規制導入ではないので、少なくとも省エネ法と同等の指導とか勧告とか措置命令とか、そういった措置を設けることをここに担保措置制度の担保措置として書き込む

べきではないでしょうか。これは最低限のことだと主張したいと思います。

【福川部会長代理】 評価と公表というシステムは一応どうやら合意というか、今回の一つの目標として一応皆さんのご了解は得られていますが、問題は、ではこの評価と公表というシステムをどこまで効果的、効率的で、かつ公平性を失わないようにするところまで高められるかというのが、評価と公表というシステムをとるとした場合の今度は課題だと思うのですが、多分、今、松本委員からはそのことについてご意見があったと思いますが、この辺に関してほかの委員の方、ご意見いかがでしょうか。

【大塚委員】 賛成なのですが、結局、大規模事業者のCO₂削減というのは、省エネ法と実はかなりオーバーラップする部分があると思います。大規模事業者というのは、「第1種及び第2種エネルギー管理指定工場を基本としつつも」と書いてあるようにオーバーラップするんですが、省エネ法の方には、先ほど松本委員もおっしゃった指導勧告とか命令の規定、命令違反なら罰則、今のところほとんど使われていませんが、そういうものがございまして、制度としてはその程度まではいかないと、自治体で何のために新しい制度をつくるのか、ちょっとよくわかりませんので、それは恐らく必要なことではないかと思っております。

それ以外の点について、3点ほど申し上げておきますが、これはやや難しいかなと思いつつながら一つは申し上げますが、先ほど、石福委員がおっしゃったような、本当に一生懸命やろうとする人に全然インセンティブがない、全然と言うと言い過ぎですが、表彰ぐらいはするのでしょうか、余りインセンティブがないという問題は、実はなかなかこの制度の弱いところに残念ながらなってしまうのではないかと思います。

つまり、助成の方も余り出てきていないということですが、例えば一つ、いい方法として私が思っているのは、イギリスの温暖化に対する助成の制度のように、何か目標を行政の方で決めて、それを達成したら助成金を与えるという、最初に助成金を与えるといういろいろな弊害というのもあり、問題がございまして、達成したら助成金を与えるというような方法を、その財源があるかどうかという問題もありますので、ちょっとあればという話ですが、与えるというような方法をもしとれば、かなりうまく機能するのではないかと考えております。ある種の経済的手法ですが、それが全くなくなってしまっているというところがどうなのかと思っております。

それから、第2点ですが、これはここに書いてあるから結構ですが、11ページの図にもありますように、削減対策の計画書を作成するときに、都は指導・助言をされるというところが恐らくかなり重要なのだらうと思います。これは、どういう計画でもいいか

ら任意に立ててくださいというのだと、やりたくなければ全然高度な目標というのは出てこないということがございますので、この指導・助言というのは極めて重要であるということを指摘しておきたいと思います。以上が第2点でございます。

それから、第3点でございますが、10ページの下から5行目にあるように、この計画期間というのは5年程度が想定されていますが、いろいろ評価の仕方が、評価基準自体が科学技術の発展等に伴って変わってくる可能性があると思いますので、この計画の見直しとか評価基準の見直しというのもある程度頻繁に行っていただいた方がいいのではないかと。つまり、計画期間で5年たったら初めて見直すというのでは少し遅いのではないかと。思いますので、これは意見として申し上げておきたいと思います。

【福川部会長代理】 見直しはもう少し頻繁に。

【大塚委員】 はい。

【福川部会長代理】 今、3点ご指摘いただきましたが、要するに評価と公表のこのシステムをより効果的、効率的、公平に動かすためには、一生懸命やった人へのインセンティブが表彰だけでいいのかというあたりですか。

【大塚委員】 目標を達成したら助成するというのもあってもいいのではないかと。いうようなのが1番目。2番目は、指導というのが非常に重要だという話。

【福川部会長代理】 これは中に既に書いてあることですね。

【大塚委員】 それはもう書いてあることの確認です。3つ目は、計画期間の間も見直しが必要な場合があると思われるという話。

【福川部会長代理】 1番目は、例えば9ページの上から5行目あたりに、「高い水準に導くための積極的な誘導策を講じていくべきである」と。これは指導・助言ということに一応限定して書いてあるけれども、もっと積極的なものが、もしこれが非常に重要な政策課題としたら、あってもいいのではないかと。ということなんです。

【大塚委員】 評価基準をつくるのはもちろんある種の誘導策ですが、それだけでは十分な誘導はまだできないだろうとは思っています。

【福川部会長代理】 多分、先ほどからのお話を聞いていると、そちらの方のインセンティブを高めるということと、それからもう一ついわゆる怠慢といいますか、そちら側に関してもう少し何か手があってもいいのではないかと。何か2つ出てきているようですが、このあたりに関して委員の方々、ご意見さらにいかがでしょうか。

【西堤委員】 先ほど大塚委員がおっしゃった中で、インセンティブですね。やっぱりそちらの方が確かにいいような。もちろん、計画ではなくて実績に応じたインセンティ

ブの方がやっぱり企業としてはやるのではないかと。

それから、それをされなくても結構コストに関して企業はシビアだと思うのですね。省エネはコストダウンになりますし、どこか一部の汐留とか、固有名詞を挙げるといけません、人気のあるところを除いてはそんなにテナントだってあり余るほどではないと思うのですね。ものすごく厳しいところがこれから出てくると思います。だから、ある程度企業を信用してもらっても、と言うと何かおかしいですが、生き残るために必死になるという側面がかなりあるのではないかなと、私はそのように思います。だから、こんな悪い企業ばかりとか、これはもう生き残るために必死になると思うのですよね。そういうような感じがどうもするのですが。

【福川部会長代理】 だけれども、それはわかっている、当面そうするための資金がないとか、そういうことはないのですか。

【西堤委員】 そうなのです。だから、初鹿委員もおっしゃったように、やはりコストとかそういうので重要になってくるかなと。やったはいいがそれでつぶれたとか、そういうことになるといけませんから、それは事務局からさっきかなり弾力的な運用というのを個別にというので言われましたから、その辺は安心しているのですが、そういうようなことを私は思いました。

【福川部会長代理】 怠惰な人に対するインセンティブはどうですか。

【西堤委員】 怠惰な人というのは、怠惰なところというのは余り……

【福川部会長代理】 ない。

【西堤委員】 すみません、我々の感覚ではそんな人がそんなにいるのかなという感じがどうもしてしょうがないのですが。

【福川部会長代理】 いかがでしょうか。どうぞ。

【大塚委員】 インセンティブの方ばかり追加して、強調してあったので、それはそれでいいのですが、もう一つの、さっき松本委員が言われたことも私は大事だともちろん思っています。怠惰ということだけでなく、どうしても資金的にやれないところとか、中小のところはどうしてもありますので、それは担保措置というのも考えざるを得ないところがあります。

先ほどから申しておりますように、省エネ法と実質的にはかなり重なる部分があるのに、省エネ法にある担保措置がこちらにないというのは、何のために制度をつくるのかというのがなかなか難しくなってしまうので、これは指導、勧告、命令、罰則ぐらいはつくっていただいた方がいいのではないかと思います。

【福川部会長代理】 この制度イメージの中で、達成状況等の公表とかいろいろ書いてありますが、事業者全体のもって書いてありますが、いい方は表彰するからわかりますが、これはやっぱり個別の企業はわからない仕組みですかね、想定されているのは。いかがでしょうか、事務局。これからの問題だと思いますが。

【保坂副参事】 これは、計画の終了時のところで都の方が公表するものについては、事業者全体の達成状況等の公表をするということを考えております。

それで、参考資料の2のところですが、もう少し具体的なイメージということで、そちらにお示ししているところがございますけれども、その計画終了時のところ、都は削減結果について評価し、優れた事業者を公表するというところで書いてございます。また、特に優れた成果を上げた事業者については表彰をさせていただくということで、プラスのインセンティブということを考えております。

また、削減取組の底上げを図る制度ということでもって、著しく不十分な事業者に対してですが、これはその状況をまず調査させていただいて、必要に応じて指導、勧告などを実施するというものを検討しようとしております。この辺につきましては、先ほど来お話がありますように、省エネ法、これを参考にして具体的制度を検討していきたいと思っております。

【福川部会長代理】 どうぞ。

【初鹿委員】 今のインセンティブに関連しますが、我々企業としては、生き残りをかけて事業活動をしているわけですから、消費者の不買運動などの制裁の方がはるかに怖いのです。私どもはそれを自主行動で企業責任として実施していきますと宣言しているわけですから、罰則より社会制裁を受ける方がはるかに怖いのです。大塚委員の意見に若干、水を差すことになるかもしれませんがペナルティーを与えるよりはインセンティブを与える制度の方がいいと思います。

先ほど、環境と経済の両立についても申しあげましたが、ほとんどの企業が地球温暖化は重要な問題であると認識しており、より高い目標に向かって努力しようという姿勢に変わりはないと思います。また、温暖化問題は5年10年で終わる問題ではなく、先ほど、石福委員からLCAについてのご発言がございましたが、まさしくライフサイクル全体を通して見ていくべき問題であります。インセンティブについては、ペナルティよりは褒める制度の方が有効ではないかと考えます。

【福川部会長代理】 消費者がそっぽ向くような情報というのは、なるべく隠しておく方がいいですか。

【初鹿委員】 それは出した方がいい。

【福川部会長代理】 それはやっぱり余りにも目に余るところが表に出てくるといのは、もしあればですが、ないことを期待しますが、あってもいいような気がします。どちらからでも。では、まず松本委員から。

【松本委員】 まず、今回拝見して、計画終了後の結果報告書の評価と公表というのが、事業者がみずから評価し公表することになっている。以前、確か第4回の資料では、都が公表することになっていました。ここでは今、表彰等の話が出ておりましたけれども、取組結果の公表はやはり全対象事業所について個別の結果を、しかも中間年は、先ほど大塚委員がおっしゃった2年目とか計画終了時の両方で、都も行うべきだと思います。みずからの公表だけでは、統一的な比較検討とか評価が、都民にとっては難しい。各企業のホームページを訪ねなければならぬし、かなりの知識を持った人でなければ、比較がとても難しいので、都による全対象事業所についての個別結果の一覧の公表をぜひお願いしたいと思います。

それから、優れた事業所を都が公表するのは、全体と優れた取組だけと書いてありますが、これもちょっと変な話で、優れた取組だけでなく、すべての大口事業所の成果を都が公表して、できれば都民や都内の事業者にとって、グリーン購入とか調達への参考になるような、そんなシステムに結びつけていけるように、公表をきちっと行うことが非常に重要だと思います。

私も先ほど大塚委員がおっしゃったように、少なくとも2年ぐらいの短期目標とか、または中間見直しのようなものがあつた方が、都もいい意味で介入しやすいのではないかと思います。明らかに5年後に目標達成が無理だとその時点で判断されれば、何らかの措置がとれると思います。

それから、いい取組も不十分な取組も第三者機関を設けて客観性の確保をするというのが重要だと思います。第三者機関に関して文章では言及されていますが、この図を見るとたしか事前に送られた図の中には入っていないような気がするのですが。

それから、対象規模以下の事業者の取組に関しても、かなり内容が弱まっている気がするのです。第3回ぐらいまでの資料では、計画書作成の義務化という記述がありましたが、これがなくなっています。今回、ガイドラインを示し、広く普及するということにとどまっているのですが、やはり大規模事業所と同等の努力を、奨励ぐらいはすべきだろうということを感じます。

それから、先ほど申し上げた公表と評価と組み合わせるものとして、一般的にはやは

り規制とか、補助制度などが本来であれば検討されるべきだと思います。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。石福委員、どうぞ。

【石福委員】 今たくさんのお話が出て、ちょっと重なってしまうのですが、やはり実はこの評価と公表は大切だと申し上げましたけれども、本当のところ、この評価も自己評価であると、公表もホームページであるとする、余りにもインセンティブもインパクトもないので、本当はちゃんと僕は罰則をつくるべきだというのが持論なんです。それができないならば、評価と公表というのは相当激しいものにしなければいけないのではないかと思います。それをぜひ考えていただきたい。

それからもう一つは、これを申し上げると大変誤解を受けるかもしれないのですが、省エネルギーの促進でいろいろな仕組み、いろいろなことを考えているのですけれども、最も単純で最も効果がある方法は、エネルギーの値段を高くすることなんですよね。それを高くすれば、何も言わなくても皆さんも日常、省エネルギーをするし、省エネルギーの技術というのはどんどん出てくるわけです。

先ほどの経済効果なんていうのもいいのですが、電気代が下がっていくと、エンジニアがいかにもいい仕組みを考えても、計算しても、なかなかそういう新しい、いい省エネルギー的技術というのが採用されないのですね。それから、日常の使い方も、やっぱりエネルギーが安いとどうしても豊富に使うというようなことがあって、それが本質だと思いますが、そういったところを考えながら上手な仕組みをぜひおつくりになるべきではないかと思っております。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。どうぞ。

【平井委員】 先ほどから何かインセンティブが必要という話が出ておりますが、私も都が新たにスタートさせるこの制度を十分に実効あるものとするには、厳しい財政事情にあるため難しいことは承知しておりますが、特に力のない事業者のまじめな取組を支援するような配慮が設けられてもいいのではないかと思います。

今回の新たな制度にかける都としての「汗かき」の必要性については、以前にも申し上げたことがあります。ここに書かれているように、都として、国の対策のみに依存することなくとか、国に先んじ国のレベルを超えて、といったスタンスを基本にするのであれば、その基本姿勢が広く理解され、都がそこまで考えてくれているのであれば、我々も頑張ろうという意欲を対象となる事業者に喚起するような、それなりの「汗かき」がたとえ薄くてもいいですから、象徴的な形でぜひとも必要だと考えます。

その点、このまとめ案では、国に先んじて国のレベルを超えるというスタンスを取り

つつも、最後の「今後に向けて」のところでは、財政的措置については、それは専ら国の責任であり、都の関知するところではないという割り切りがされていますが、私は、これでは、この制度が広く社会に受け入れられ、対象となる事業者到我々も頑張ろうという意欲を喚起するものにはならないのではないのかと危惧します。

ぜひとも、たとえ薄くても結構ですから、都としての「汗かき」の姿勢を示すような配慮を考えて頂ければと要望する次第です。そうすれば、この制度の実効性が高まることにもなると信じます。

【福川部会長代理】 今の検討の方は、17ページの最後に国が財政的措置をするべきであると書いてありますが、これは都が出さないという意味ではないでしょう。

【保坂副参事】 先ほど来、インセンティブのこととして、まず財政的な支援といえますか、そういったことについてお話があるわけですが、都が現在、財政再建に取り組んでいる中で、なかなかそういった記述を盛り込むことはちょっと難しいというふうに考えております。

ただ、これは中小企業の方のお話ではございますが、例えば今回の16年度予算を要求している中で、エネルギー特別会計を活用した省エネ資材の導入に対する補助を検討しているところでございます。これは国の財政支援により、都で実施していこうという形で第4のところ記述させていただいているところでございます。

【福川部会長代理】 さっき実際の財政出動ではなくて、例えば予算の使い方とか、何か金融のシステムとか、使ったあたりのことがもうちょっと書いてあってもいいのではないかというご意見もありましたが、その辺はどうなのですかね。

【保坂副参事】 本当に社会的にどう良い取組が評価されていくのかということが、確かにこの制度、重要なことだと思っております。公表の仕方はホームページ以外で何かないかというようなこと。それから金融機関への働きかけはどうなのかということ。今、事務局サイドでも金融機関との連携ということは検討しているところでございますが、明確に今できるというお話はちょっとできませんが、検討課題として受けとめさせていただきたいと思っております。

【福川部会長代理】 この中に書くのは書かない方がいいのですか。

【梶原企画担当部長】 先ほど来、私どもの予算担当の課長の顔を思い浮かべながら先生方のお話をお聞きしていたのですが、都も、大変財政状況が厳しいということもあり、財務当局からも厳しいチェックが入ったりというようなこともございまして、文言的に、もちろん我々のつもりとしては、前回、神野部会長からもお話がございましたとおり、

誘導策という以上、経済的な裏打ちがないと誘導策にならないではないかという厳しいご指摘もちょうだいして、何かその辺の取っかかりになるような仕組みをぜひ考えたいと思っはいるのですが、なかなか実際に補助金的なものを今うたい込むというのが、正直に申し上げて難しい状況でございます。

どの辺の文言まで許されるかというのは、私どもとしても精いっぱいやってみたいと思っはいるのですが、ただ、今現在、いろいろご議論があつたあたりのところで、きちつとしたしくみを明確にするのは非常に難しく、またしどろもどろになつてしまつて恐縮ですが、私ども事務方としては前向きに考えたいのですが、今の都の財政状況からすると、なかなか新規に新しい制度を打ち出すことは難しいという状況がありますので、実際に例えばお金をかけないで何かできないかとか、そういう意味でいろいろ仕組みとしては少し知恵を出し、何とかインセンティブらしい形ができるようなことを考えていきたいと思っはしております。検討させていただきたいと課長が申し上げたのは、そういう意味でございます。

【福川部会長代理】 公表の方はどうですか。もう一工夫あるのではないかと。

【梶原企画担当部長】 公表の仕方も、私ども先ほどのお話の中で、例えば余りきちつとやらない事業者の場合は公表しないのではないかと思っはいらつしやるのかもしれませんが、これは少なくとも対象事業所にはすべて公表していただくことを考えており、公表については、制度として最低限やっていただくというふうに思っはしております。

【福川部会長代理】 時間も残り少なくなつて、あと残り全部対象にしてお話を。では、原委員。

【原委員】 もうちよつと積極的に、これはやっぱりパラダイムといいますか、思考の枠を変えないと、このCO₂問題は全くもつてスタートできないですよね。だから、財務当局がこういうところに干渉してくるといふのは、それは役所の中ではわかりますが、それをどうするかということをお我々が議論しているわけであつて、パラダイムをやっぱり変えないと話にならない。

その意味で、例えば一つの、私はよく会計とか税法とか承知しておりませんが、石油特別会計を経済産業省と環境省の間でどういふ動かし方をしたか。例えば、東京都は地方税であるところのどちらでしたか、揮発油税か軽油引取税か、いずれにしても問題は石油ですから、そういう予算の、例えば都税として取れるようなもの、その用途をこのよふな直につながる環境問題に変更するといふことは、これは大いにあつていいことであつてありますし、極めて合理的だろうと。点数をつけて、プライオリティーのないものは切

っていくと。そういうものにシフトするというようなことがないと、やはり新しいものを築いていくんだというスタートラインが明確ではない。そういうことも大いに考えていただきたい。

それからもう一つ、公表の件ですが、かつて1968～1969年の古い話で恐縮ですがけれども、東京都がシビルミニマムなる言葉をつくりまして、当時の松下圭一さんですか、その人たちが中心でお考えになって、「東京を考える」という新書版の本を出しまして、これはえらい売れて大ベストセラーになりました。数万単位でどんどんどん、刷っても刷っても売れるという事態が続いたわけですが、ここでは何があったかといいますと、まさに目標を掲げたけれども、その手前で随分デッドロックでつぶれたと。到達できていないと。それはなぜなのだということ。ですから、これを一つのモデルにして、単に見る人ぞ見よということではなくて、例えば大学へ学生がそれを本にしてゼミなどをやるぐらいのしっかりしたデータに、固有名詞、企業の実名を挙げて、そういうところに一つの明快な東京都としてのメッセージを送ると。これは過去幾らでもそんなことをやっているわけですから、そんなに困難なことではないのではないかと。もうちょっとやっぱり突っ込んで、こちらから伝えるんだと。君らがアクセスしたら見せてやるよではないと思いますが、そこをちょっとお考えいただきたい。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。では、大塚委員。

【大塚委員】 大きく2点ございます。

まず、第1点は経済的手法について従来、排出枠取引とか、あるいは課徴金という話もございましたが、罰金ではないのですけれども、そういうお話があって、それは完全にきれいに消えてしまっていますが、これは今後の展開に向けてというところに何か1行でも2行でも残すということはお考えになれないのかという気がいたします。

今問題になっているインセンティブの助成の話もそうですが、排出枠取引等についても関連してまいります。評価の手法は情報的手法ということになりますが、それはそれである種の効果はあると思いますけれども、抜本的な効果はちょっと余り期待できない可能性が高いので、今後の課題としては経済的なインセンティブとか経済的手法という問題はどうしても残ってくると思いますので、どこかに1行ぐらい書いていただくとありがたいというふうに考えております。これが第1点です。

第2点ですが、今のところと関係して、さっきとこれは全く発想の転換というか、やや余談的な話として聞いていただければと思いますが、先ほど出てきた省エネ法と同じような指導、勧告、命令、罰則というのを、もし大規模CO₂排出事業者に対してかけ

るとすると、都の感覚としてはそちらから出てきた罰金を原資にして助成をするんだと、ちゃんとやる人に助成をするんだぐらいの気で、だから財源はプラスマイナスでしたけれども、そういうことをするぐらいの気でやらないと、もちろん実際には入るところが違いますので、こちらに入った罰金はこちらには移らないという話が当然出てくると思いますが、そのぐらいの気でやらないと、財源がないときに環境対策はしにくいということがある。これはちょっと余談として聞いておいていただければと思います。

それから、別の点で、私はさっき余り気がついていなかったのですが、松本委員がおっしゃったのでそうかと思ったのですが、評価の手法というのを非常に重要視するのであれば、自己評価だけというのはちょっと選択肢としては非常に問題があると言わざるを得ないと思います。

もちろん、第三者評価というのはお金がかかったり、いろんな問題がありますので、すぐには取りつけないかもしれませんが、実はこれはまた別の話ですが、環境省で現在、環境に関する事前配慮をする事業活動に関する何か検討会がございまして、ちょっと前に終わりましたが、国ですら自己評価、または第三者評価と入れたので、これは環境報告書に関する話ですが、都の方が立ちおくれというふうに評価されてしまうかもしれませんので、ちょっと苦言を呈しておきたいと思います。

【福川部会長代理】 では3点いただきました。もう時間も押していますので、とにかくお話を伺って。西堤委員、どうぞ。

【西堤委員】 先ほど、原委員もおっしゃいましたが、やっぱりないないと言っているよりも、それを本当にどうやってひねり出すか。うちの会社なんかけちけちでやって、ちょっとでもコストを下げようということではいろんな工夫をしていますので、省エネでもまだ余地があるのではないかと。

あるいは、こんなことを言っただけでは何ですが、交通流なんかでも駐車違反はどこにお金が入るのかよくわからないんですが、そういうのをもうちょっと交通流をよくするような対応を何か工夫すればできるのではないかなという感じもしますので、もっと何かどこかでとれるのではないかとか、もっと節約できるのではないかとかというのを、もっと考えていただいた方がいいかなというのが実感です。

それから、もう一つ、何か自動車産業のエゴを申すようでも申しわけないのですが、17ページの上から2行目に、「国に対して、自動車の燃費基準の一層の強化を引き続き求めていくべきである」というくだりがあるんですが、これは全体のこの報告書のトーンが、やっぱりやって成果を上げているものには褒めてやろう、それでやっていないのを、

ペナルティと言うと何ですが、注意しようというトーンになっていると思います。それで見ますと、運輸も確かに全体としてはふえていて申しわけないなと思うのですが、こと自動車とかの単体燃費とかにつきましても、かなり燃費基準の2010年基準を前倒して、これは売りの競争になっておりますもので、かなり進んでおりますし、クリーンエネルギー車の開発なんかもかなり力を入れておまして、自動車メーカーそのものは頑張っているのではないかと思います。

むしろやっぱり交通流をよくするのはどういような工夫とか、あるいは本当にモーダルシフト、大江戸線ができて便利になったんですが、ここへ来るとき本当に自動車をやめて大江戸線に皆さん乗りかえていただいているのかとか、もっと何かほかのことを書いていただいて、できれば頑張っているところはさらに頑張っているからもっと頑張れるのではないかということだけでなく、どちらかと言うと褒めていただくというようなトーンに一貫していただきたいと思います。これはちょっと聞きようによってはエゴととられるかもわかりませんが、客観的にこれを評価していただければいいと思います。以上です。

【福川部会長代理】 今のはご意見として聞いておきましょう。

【初鹿委員】 企業は省エネ対策を進める努力をするということを申し上げましたが、企業にとっての最大の問題は、省エネ機器導入時のイニシャルコストであり、補助制度や助成制度が必要です。17ページに書かれていますように、ぜひ東京都も我々と一緒に汗をかいていただきたいと思います。

各論に戻って恐縮ですが、10ページに「②「対策指針」に基づく総量削減目標の設定」という項目がございます。目標としては「総量削減目標」との記載がございますが、「総量削減目標」が不合理な場合もございます。例えば、ある企業の所有する東京都以外の効率の悪い工場の生産を抑制し、効率のよい都内の工場の生産を増加させた場合、東京都での排出量が増えても、トータルでエネルギー及びCO₂が削減されることも考えられます。逆の場合もあるかと思いますが、このような場合は「総量削減」よりも「原単位目標」の方が合理的なケースもあるかと思いますが、このような点を考慮し、ぜひ弾力的な運用ができるような目標設定をしていただきたいと思います。

例えば、参考資料2の右側の計画策定時の欄に「都は、計画策定段階で、総量削減を目指した、より高い削減目標の設定を誘導」という記載がございます。これは総量削減目標も重要ですが、当然、総量削減を目標としながらも原単位削減目標の方が合理的なケースもあり得るという意味であり、このような表現を本文の10ページに追記いただけ

るといいと思います。

それから、同じく参考資料2の計画終了時の欄に「削減率」の評価に加えて「取組の程度」も評価できる仕組みを創設」という項目があり、括弧書きで「制度開始前に行った取組の成果や、制度期間中に事業規模・内容等が大きく変化する事業者を適切に評価するため」との記載がございます。これも先ほど述べました、生産量の大幅な変動や経済活動の変化を考慮した記載であると思いますので、この表現を本文の10ページの下から2、3行目あたりに記載していただけるといいと思います。

【福川部会長代理】 ちょっと議論している時間がないので、ご意見としてお聞きしたことにして、もう大詰めですので、皆さんにぜひしゃべっていただいて終わりたいと思います。

【伊藤委員】 東京都で実効性のある温暖化対策についての新たな制度ができるということで、この中間まとめを見たときに、新たな制度ができるという割には全体として物足りないなという感じです。規制もしないし助成もちょっと難しいというお話で、企業の方は、社会制裁を受けるのが一番と先ほどの発言でもありましたように、結局事業者にとってやる気を起こしていただくとか、やらなくてはならないとっていただくことしかない制度なのかと、ちょっと半分あきらめの気持ちです。

そういった中で、一番その中でやれることというのは、やはり都が最終的にすべての大規模事業者について公表するというのを頭から大きく掲げること。すべて公表するので頑張れよと、せめてそこだけは大きく言ってほしいと感じます。

もう一つは、今まで議論されなかったラベリング制度のところですが、一般の生活者に関係してくるものとして、ラベリングはできるのかなと思って見てみると「継続的な省エネラベルの表示が必要」であり、「制度化を図るべきである」であったり、「提案していく必要がある」という表現で終わっているのがちょっと物足りないなと思います。本当に制度化していくとまで言えないのかもしれませんが、具体性がなく物足りないな感じています。

【福川部会長代理】 今の最後の点はどうなの、これはまだ熟考中という意味ですか。それとももうやるぞという意味ですか。

【木村計画調整課長】 ここは制度化するというつもりでいるのですが、提言なものですから図るべきですという言い方になっています。多少文章として工夫はしたいと思います。

【福川部会長代理】 やるつもりでいるわけね。

【木村計画調整課長】 ということです。

【福川部会長代理】 松本委員。

【松本委員】 先ほど、都の説明の中に、都が対象事業者すべてについては公表しないという誤解があるのではないかというコメントがありましたが、そうではなくて、私が申し上げたポイントは今、伊藤委員がおっしゃったように、都が公表することが非常に意味があるのではないかということです。

それから、総量と原単位ですが、これ以上わかりにくくなることは避けた方がいいのではないかと思います。原単位の方が合理的な場合というのは確かにあるかもしれないのですが、それは例外的なものとして併記したらどうかというふうに思います。

ラベリングのことですが、まずラベルを張ることはだれの義務なのか、販売店なのか、メーカーなのかということをごどこかに明記していただかないと、普通の人が読んだときによくわからないと思います。

それから、特別に付記していないので、私はプラズマ・液晶はラベル表示の対象に入ると考えております。ただ、万が一入らないというようなお考えがある場合に、あえて次のことをもう一度確認させていただきたいと思います。家電で省エネ実行委員会の討議でも市民側の委員が一貫して主張されたように、省エネ基準と同じようにはできないにせよ、少なくとも独自の基準による表示をすべきであるし、この制度は、製品製造に関する規制ではなくて、都民が情報を与えられることによって、エネルギー浪費製品を買わずに済むような状況を作ることが目的であるわけですから、そういった意味で、例えば年間の電気代という形でプラズマ・液晶もラベル表示に含めるべきだと思います。

それから、絶対的な基準よりは市場で出回っている機種の相対的な位置づけというのをランクづけした方が、よりマーケットのグリーン化をラベリングでやりやすくなるのではないかと。例えば、市場における上位10%がAで、次の10から30はBでというような、相対評価の基準の方がより有効ではないかと思います。

最後に、「将来に向けて」のところ、これは何度も部会で出ましたけれども、新築にせよ、既存のものにせよ、大規模にせよ、その規模要件が大き過ぎると思います。例えば、大規模事業者でも、これは試算が間違っているかもしれませんが、全ビルを持っているような事業所でないと対象にならないような計算になるのではないのでしょうか。少なくともワンフロアを全部使っているような規模の事業所はカバーできるように将来検討する必要があることを記した方がいいのではないかと思います。

マンションについても、ペンシルビルなどは入らず、かなり大規模なマンション、例

えば、ワンルームマンションなんかはこれでいくととてつもない規模のワンルームマンションしかカバーできないような計算になるのではないのでしょうか。したがって、将来的に規模要件を下げることを検討していただきたいと思います。

【平井委員】 今、松本委員から建物に関するご意見が出ましたので、私からも建物に関連して意見を述べさせていただきます。

このまとめ案では、大規模事業者におけるCO₂削減については、事業者の実態の多様性に鑑みて、自主性を尊重する形で計画を提出してもらい、その内容に対し都が指導や助言を与えて高い成果を達成していこうというスキームになっていますが、私は、建物におけるCO₂削減についても、同様のスキームが必要ではないかと思っています。先頃の業界代表のヒヤリングでも、皆さんから指摘されていたのは、建物の多様性を踏まえれば、実効性を高めていくためには個別性に配慮した制度構築や制度運用が必要ということでした。大規模事業者におけるCO₂削減と比較して、建物に関するCO₂削減については、必ずしも個別性の配慮について明確な言及がされておきませんが、ぜひ、同様の配慮を織り込んだ制度として頂きたく、そのニュアンスを織り込んだ記述を要望するところです。

【福川部会長代理】 時間が来てしまっていますが、どうしてもご発言という方はいらっしやいますか。とりあえず何か最後は言いつ放しみたいになってしまって、大変申しわけないのですが、一応お話しになりたいことはなさりましたでしょうか。

本当は僕はまだまだ議論したいのですが、余りやっているともう既に約束の時間を少しオーバーしていますので、大変申しわけないのですが、一応ここで議論をとりあえず終了させていただきます。

それで、今の議論にありましたように、やはりかなりまだ、まとまりつつあるとはいえ、各論に入ったり、言葉遣いになるとかなり違うところが出てきますし、また制度の評価・公表というこのシステムをもっとよくしていくための提案も随分出てまいりました。これらを含めてまだ修正の余地があるようでありますので、きょうすべてご意見を出し尽くしたということではなくて、まだご意見のある方は今月中ですかね。もちろん欠席の方のご意見もいただかなくてはいけませんので、今月いっぱいぐらいにご意見を寄せていただいて、多分ご発言された方も文章になるといいと思いますけれども、それでさらにこれを修正する試みを事務局の方でやっていただくことにしたいと思います。

【梶原企画担当部長】 いろいろご意見をいただいたので、ちょっと最後にもう一言よろしいでしょうか。

【福川部会長代理】 どうぞ。

【梶原企画担当部長】 私、さきほど大変失礼申し上げまして、役所の内部の議論みたいなことを申し上げましたが、先ほど来、補助等の話をいろんな委員からちょうだいしましたので、この辺は課長からも申し上げましたように、真摯にいろんな可能性を、できるだけインセンティブになるような制度構築を、予算の面も含めて、先ほど石特の活用の方というふうなお話も申し上げましたけれども、実務的に可能なレベルのものを十分吟味して検討していきたいと思っております。

それと、もう一つ、きょういろいろお話の出た中では、公表の方という点と、それから省エネ法との関係といいますか、担保措置をどうするかというふうな、大きな宿題を2点ほどちょうだいしましたので、それは最終に向けてもう少しきちっと詰めていきたいと思っております。

ただ、時間的に最終報告という形で次回まで一月程度ですので、具体的な修文についてはきょうのご意見をちょうだいしたものを修文した上で、あらかじめ諸先生方に見ていただいてまとめていくような形でやっていきたいと思っておりますので、ぜひ引き続きいろいろ最終報告に向けてお話を聞かせていただき、最後のまとめに入りたいと思いますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

【福川部会長代理】 極めて重要な論点2点、確認していただきましたので、特にこれに関してさらに修正、充実していくことを期待したいと思います。

大変、臨時に急に出てきた司会なものですから、どうも調子が出ませんで、大分ご迷惑やご不満を残したのではないかと思います。いずれにせよまた1カ月後に会合がありますので、その間いろいろやりとりがあると思いますが、ぜひ皆様のご協力をお願いしたいと思います。そうなりますと、今後は資料1に日程がついていましたね。裏側ですが、長期の日程が出ていますので、今回は2月23日の午後と一応日にちが決まっておりますが。

【山内企画調整課長】 ええ。そこの参考資料の1にありますとおり、今回は第9回企画政策部会と、その後、23回の総会の開催ということで予定させていただいております。2月23日の午後に、これ以前にもご連絡差し上げていると思うのですが、企画政策部会を開かせていただいて、休憩を挟みまして審議会の総会という形で、これはいずれも都庁内の会議室ということで予定をさせていただいております。

詳細につきましてはまたご連絡いたしますが、それまでにいろいろなやりとりをさせていただくということで予定しておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。お忙し

い時期ですが、ぜひともご協力いただければと思います。よろしく申し上げます。

【福川部会長代理】　それで、その後パブリックコメントということになるのですね。事務局からの連絡は何かほかにありますか。

それでは、これできょうの企画政策部会を閉会させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

午後　８時４５分　閉会